

総行情第9号  
平成31年1月18日

各都道府県情報政策担当部長  
（情報政策担当課扱い）  
各都道府県市区町村情報政策担当部長  
（市区町村情報政策取りまとめ担当課扱い）  
各指定都市情報政策担当部長  
（情報政策担当課扱い）

殿

総務省自治行政局地域情報政策室長

### 改元に伴う情報システム改修等への今後の対応について

平素より総務省の推進する行政情報化施策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議」が開催されたことを受けて、「改元に伴う情報システム改修等への対応について」（平成30年7月6日付け総行情第69号）において、地方公共団体における改元に伴う情報システム改修等に適切に対応していただくようお願いしてきたところです。既に各団体においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないように、所要の対応を講じているところと承知しております。

このたび、第2回関係省庁連絡会議が開催され、4月1日に新元号が公表されることを踏まえ、改元に伴う情報システム改修等への今後の対応等が示されております。各団体におかれては、本会議において配布された別添資料も参考にして、貴団体内関係部局とも情報共有の上、引き続き改元に伴う情報システム改修等に適切に対応していただくようお願い致します。今後、各団体の対応状況の調査を検討しておりますので、ご協力よろしくようお願い致します。

個別の事務執行に関するシステム改修の内容等について疑義等が生じた場合には、当該事務の所管府省庁に問い合わせ下さい。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対し、御周知いただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局地域情報政策室  
担 当：結城係長、鳥越事務官  
電 話：03-5253-5525  
E-Mail：tiikijouhou@soumu.go.jp